

2019 Laser All Japan Championships

競技者の皆さんへプロテスト委員会からのインフォメーション

この文書は、いかなる規則や帆走指示も変更するものではない。

1. プロテスト委員会による海上のインシデントに対するプロテスト

原則として、プロテスト委員会から 2 章の規則や規則 31 に関して艇を抗議することはありませんが、明らかなスポーツマンシップ違反（規則 2）を目撃した場合には、抗議することがあります。以下のような場合がその例です。

- 意図的な規則に違反。または規則違反したことが分かっているが、免罪される根拠もなしに、適切なペナルティーを行わない。
- 他の艇を威嚇すること。不必要に叫んだり汚い言葉を吐いたりすることはこれに当たります。
- 自艇の順位を犠牲にして、他艇の利益を図るような、チーム・タクティクス。
- 自艇や他艇を危険にさらすような無謀な帆走。

2. 外部の援助

規則 41 は準備信号から適用されます（規則 41 および定義「レース中」参照）。準備信号以降、コーチや支援艇から指示を受けたりセーリング・ギアの交換をしたりすることは、規則 41 違反となります。

3. 推進方法—規則 42 と付則 P

WS 規則 42 解釈 2017-2020 日本語版は下記ウェブサイトに掲示されています。

[http://www.jsaf.or.jp/rule/pdf/RRS42Interpretation - - -](http://www.jsaf.or.jp/rule/pdf/RRS42Interpretation---)

規則 42 解釈に加えて、以下は規則 42 がどのように適用されるか理解するのに役立つでしょう。

- 今大会では、ジュリーボートに 2 または 3 名のジャッジが乗艇していますが、ジャッジの 1 人でも、ある艇の規則 42 違反に確信がいったならば、イエローフラッグのペナルティーを課することができます。
- 艇が 1 回目の規則 42 違反でペナルティーを課されたが、その後そのレースが延期、ゼネラル・リコール、または中止となった場合には、その艇は再スタートするレースに出ることができます。ただし、ペナルティーの回数は積算されます。しかし 2 回目以降の規則 42 違反は、そのレースが延期、ゼネラル・リコール、または中止となった場合、その艇は再スタートすることは出来ません。SI の確認をお願いします。
- ジャッジはできるだけ速やかにペナルティーを課するようにしますが、時として艇がフィニッシュ・ラインを切った後になることがあります。それがその艇の最初のペナルティーである場合には、艇はペナルティー・ターンの必要はありませんが、DNF の 10% の得点ペナルティー（SCP）が加算されます。
- 艇が規則 P1.2 に基づく処置に対しては、艇による救済の根拠にはなりません。プロテスト委員会は救済のための審問を招集し、艇に救済を付与することができます。

競技者はそのレースの完了後、ジャッジにペナルティーの説明を求めることができます。それは海上でも帰着後でもよいし、プロテスト・ルームに来て担当ジャッジとのミーティングを要請していただいても結構です。

4. UFD と記録されたことに対する救済要求

UFD と記録された艇が、レース委員会の判定にチャレンジしようとして、規則 62.1(a) に基づく救済要求することがあります。

競技者の皆さんには、審問に先立ってレース委員会を訪ね、レース委員会があなたの艇を UFD と判定した証拠を見せてもらうことを勧めます。

救済が与えられるためには、艇は、レース・コミティーが間違いを犯し、自艇を誤って識別したことを示す、疑う余地のない決定的な証拠を提示する必要があります。

ビデオも決定的な証拠となることは稀です。決定的な証拠がない場合、プロテスト委員会はレース委員会の決定を支持します。

UFD と記録されなかった艇と自艇との相対的な位置関係を証明したとしても、自艇が正しくスタートしたことの決定的な証拠にはなりません。

5. ビデオやトラッキングの証拠

審問においてビデオやトラッキングを証拠として提出する場合、証拠を見るために必要な機器を用意する責任は、その証拠を提出しようとする当事者側にあります。一般に審問中インターネットへの接続が可能とは限りません。すべての当事者とパネル・メンバーが、証拠を同時に見られるようにすることが必要です。

トラッキング・システムの情報を、入手可能ならば、提出することはできます。ただしその精度には限界があります。そこに現れる画像は、ビューワーを補助するために実際のデータから強調されたものです。システムは各艇の暗示的な位置関係を視覚化するために使うことはできても、正確な位置情報を必要とするレース運営上の目的やジュリーの判決のためには、十分に正確とは言えません。

6. 審問のオブザーバー

審問の各当事者は、審問を傍聴するために一人の人物を連れてくることができます。ただし、パネルが特定のケースについて不適当と判断した場合、傍聴を認めない場合があります。オブザーバーは「オブザーバーへの通達」という文書に署名し、その注意事項を遵守しなければなりません。

7. RRS 69

審問で真実を証言しないことを含む、いかなる形態での不正行為も、スポーツマンシップの違反となり、規則 69（重大な不正行為）に基づく審問が召集されて、たいへん重いペナルティーが課されることがあります。

8. プロテスト委員会の手順や方針に関する質問

大会期間中、プロテスト委員会の方針や手順について、プロテスト委員長と議論するために、競技者、チーム・リーダー、コーチの皆さんがいらっしゃることを歓迎します。プロテスト委員長は、プロテスト時間中は通常ジュリー・ルームにいるか、ジュリー・オフィスで連絡が付くようになっております。

以上

2019 年 11 月 1 日

2019 Laser All Japan Championships

プロテスト委員長 松原 次夫